①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１．就学援助制度の周知方法														２．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
18	18	18	18	18	14	0	10	7	8	6	13	12	14	3	5	5	3	15	5	16	9	2	0	3	3
香川県	高松市	高松市教育委員会　学校教育課	087-839-2616	gakkyo@city.takamatsu.lg.jp	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/josei/kosodate/shugakushien.html		○	○		○	○	○	○	○				○		○	○				
香川県	丸亀市	教育部　総務課	0877-24-8820	kyoikusomu-k@city.marugame.lg.jp	http://www.city.marugame.lg.jp		○			○	○	○	○					○	お知らせ文書・申請書等について、外国語（英語・スペイン語・中国語）の翻訳を作成している。	○	○			○	HPに申請書を掲載しており、希望者はダウンロードして使用
香川県	坂出市	坂出市教育委員会　学校教育課	0877-44-5024	gakkyou@city.sakaide.lg.jp	http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkouk youiku/		○	○	○	○	○	○	○		○	懇談会や保護者面談時に個別に周知		○	転入者に就学援助制度を説明している。	○					
香川県	善通寺市	教育委員会教育総務課	0877-63-6326	kyouisoumu@city.zentsuji.lg.jp					○			○	○					○	周知文書に援助対象となる年間所得の目安額を記載	○					
香川県	観音寺市	教育委員会　学校教育課	0875-23-3938	gakkou@city.kanonji.lg.jp	http://www.city.kanonji.kagawa.jp/		○	○		○	○	○	○					○		○	○				
香川県	さぬき市	教育委員会事務局学校教育課	0879-26-9972	gakkokyoiku@city.sanuki.lg.jp	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/education/school/help		○	○		○		○	○					○		○					
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局学校教育課	0879-26-1237	hk-gattukou@city.higashikagawa.lg.jp	https://www.higashikagawa.jp/		○								○	こども総合支援センターや子育て支援課の相談員等から個別に案内		○			○				
香川県	三豊市	教育委員会事務局　学校教育課	0875-73-3131	gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp	http://www.city.mitoyo.lg.jp		○		○		○	○	○				○		児童扶養手当の申請者へリーフレットを配付している。	○	○			○	毎年度２月に、当年度に認定した児童生徒の保護者全員に対して、次年度についての照会の通知と申請書を郵送している。
香川県	土庄町	土庄町教育委員会　教育総務課	0879-62-7012	kyouiku@town.tonosho.lg.jp	https://www.town.tonosho.jp/			○	○		○		○					○		○					
香川県	小豆島町	教育部　学校教育課	0879-82-7014	olive-gakko@town.shodoshima.lg.jp	http://www.town.shodoshima.lg.jp/kakuka/gakkou_kyouiku/			○			○							○		○	○				
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	kyoikusomu@town.miki.lg.jp	http://www.town.miki.lg.jp/		○					○	○		○	入学周知会で説明		○		○					
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882	kyoiku1@town.naoshima.lg.jp									○		○	毎年度の入学前にこども園を通じて就学援助制度の書類を配付		○				○			
香川県	宇多津町	教育委員会事務局学校教育課	0877-49-8007	kyouiku@town.utazu.kagawa.jp	https://www.town.utazu.lg.jp/				○	○	○	○	○		○	宇多津町ホームページに掲載		○		○	○	○		○	現在認定されている児童生徒の保護者に対し、翌年度の申請書を郵送している。
香川県	綾川町	綾川町教育委員会　学校教育課	087-876-1180	kyoiku@town.ayagawa.lg.jp	https://www.town.ayagawa.kagawa.jp/		○				○	○	○	○				○	各費目の援助額や支給時期の記載	○	○				
香川県	琴平町	教育委員会　生涯教育課	0877-75-6715	kyouikuiinkai@town.kotohira.lg.jp							○	○		○				○		○					
香川県	多度津町	多度津町教育委員会事務局教育課	0877-33-0700	kyouiku@town.tadotsu.lg.jp	https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/		○		○		○		○					○		○					
香川県	まんのう町	まんのう町教育委員会学校教育課	0877-73-0108	kyoiku@town.manno.lg.jp	http://www.town.manno.lg.jp/			○	○		○						○			○					
香川県	三豊市観音寺市学校組合	教育委員会事務局　教育総務課	0875-73-3130	kyouikusoumu@city.mitoyo.lg.jp					○		○	○	○				○			○	○				

①都道府県	②市区町村名	II　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							III　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合				
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
18	18	18	18	16	16	15	18	2	3	9	11	4	2	4	8	2	1	11	0	10	14	0	10	1		
香川県	高松市	〇	〇		〇		〇									〇				〇	1.3		今年に入り経済状況が悪化した等、特別な事情でお困りの方		15%未満	15%未満
香川県	丸亀市	〇	〇		〇		〇											〇			1.3				20%未満	20%未満
香川県	坂出市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇									〇			1.3				20%未満	20%未満
香川県	善通寺市	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇	〇		〇				〇		〇	1.3		その他市長が特に援助を必要と認める者		15%未満	15%未満
香川県	観音寺市	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇				〇			〇		〇	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者		20%未満	20%未満
香川県	さぬき市	〇	〇	〇	〇		〇									〇				〇	1.3		委員会が特に認定が必要と認めた者	平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護の基準額	20%未満	15%未満
香川県	東かがわ市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇										10%未満	10%未満
香川県	三豊市	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇				〇			〇		〇	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認める者		15%未満	15%未満
香川県	土庄町	〇	〇	〇	〇	〇	〇				〇	〇		〇				〇		〇	1		教育委員会が特に援助を必要と認める状態にあるもの		15%未満	15%未満
香川県	小豆島町	〇	〇	〇	〇	〇	〇				〇														15%未満	15%未満
香川県	三木町	〇	〇	〇	〇	〇	〇								〇			〇		〇	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者		15%未満	15%未満
香川県	直島町	〇	〇	〇	〇	〇	〇													〇			その他教育委員会が特に必要と認める場合		5%未満	5%未満
香川県	宇多津町	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇				〇			〇		〇	1.3		教育委員会が特に支給を必要と認めた者		20%未満	20%未満
香川県	綾川町	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇			1.3				15%未満	15%未満
香川県	琴平町	〇	〇	〇		〇	〇													〇			教育長が特に就学援助の必要があると認める方		15%未満	15%未満
香川県	多度津町	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇				〇		〇				1.3				15%未満	15%未満
香川県	まんのう町	〇	〇	〇		〇	〇			〇	〇							〇			1.3				10%未満	15%未満
香川県	三豊市観音寺市学校組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇				〇			〇			1.3				15%未満	20%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 １．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
18	18	0	0	0	3	3	3	14	14	0	0	0	0	1	1	1	16	16	0	3	3	0	1	1	1	0	0	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	10
香川県	高松市							○	11,420								○	40,600		○	70,855								○	30,516								
香川県	丸亀市							○	11,520								○	50,600											○	27,438								卒業アルバム代以外の支給平均額はH30年度の実績額
香川県	坂出市							○	13,770								○	50,600											○	28,950								支給平均額は，H31年度予算計上単価記入 「学用品費」第１学年の支給単価11,520円，第１学年以外支給単価　13,770円 要綱上，通学用品費については，第１学年を除き学用品費に含み支給している。
香川県	善通寺市				○	13,770	12,238										○	50,600											○	40,054								新入学児童生徒学用品費等以外の「支給平均額」欄については、平成30年度実績による。 ＊費目「卒業アルバム代等」は、平成31年度予算に計上した単価による。 費目「学用品費」には「通学用品費」を含む。費目「医療費」については平成30年度実績な
香川県	観音寺市							○	11,520								○	50,600											○	31,000								通学用品費・・・第１学年を除く 支給平均額欄・・・令和元年度予算に計上した単価（卒業アルバム代のみ実績）
香川県	さぬき市							○	11,520								○	50,600											○	27,614								令和元年度の実績額。医療費及び生徒会費は支払実績なし。
香川県	東かがわ市				○	11,520	11,520										○	50,600		○	0								○	27,000								実費支給については、３０年度実績額による。
香川県	三豊市							○	11,520								○	50,600					○	39,620	0				○	29,000								体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費は支給費目としていない。 通学費、医療費は支給実績なし。
香川県	土庄町							○	11,520								○	50,600											○	34,805								
香川県	小豆島町							○	11,520								○	50,600											○	28,000								修学旅行費・学校給食費については平成３１（令和元）年度予算に計上した単価である。 医療費については対象費目があっても実績がないため0円とする。
香川県	三木町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600													○	26,765								
香川県	直島町							○	11,520								○	50,600		○	0								○	37,000								「通学費」実績なし 「修学旅行費」平成31（令和元）年度当初予算計上単価 「学校給食費」低学年45,000円、高学年48,000円
香川県	宇多津町							○	11,520								○	50,600											○	26,000								
香川県	綾川町							○	11,520								○	50,600											○	35,000								医療費については、本町の子育て支援医療費支給制度により中学生まで無償となっているため、支給実績がありません。
香川県	琴平町							○	11,520								○	50,600											○	33,947								
香川県	多度津町							○	11,420								○	40,600											○	35,000								
香川県	まんのう町							○	11,520								○	50,600											○	30,000								
香川県	三豊市観音寺市学校組合																																						

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額																																				
		２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		（１）　費目毎の援助額																																				（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
18	18	0	0	0	3	3	3	15	15	0	0	0	0	1	1	1	17	17	0	3	3	0	3	3	3	0	0	0	18	18	0	0	0	0	0	0	0	11
香川県	高松市							○	22,320								○	47,400		○	87,086								○	69,751								
香川県	丸亀市							○	22,510								○	57,400											○	80,732								体育実技用具費の上限は費目について異なる。（柔道7,570円まで・剣道52,380円まで） 支給平均額　柔道＝5,252円　剣道＝0円 卒業アルバム代以外の支給平均額はH30年度の実績額
香川県	坂出市							○	24,760								○	57,400											○	64,240								支給平均額は，H31年度予算計上単価記入 「学用品費」第１学年の支給単価　22,510円・第１学年以外支給単価　24,760円 要綱上，通学用品費については，第１学年を除き学用品費に含み支給している。
香川県	善通寺市				○	24,760	23,735										○	57,400											○	84,958								新入学児童生徒学用品費等以外の「支給平均額」欄については、平成30年度実績による。 ＊費目「卒業アルバム代等」は、平成31年度予算に計上した単価による。 費目「学用品費」には「通学用品費」を含む。費目「医療費」については平成30年度実績な
香川県	観音寺市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	80,070				○	71,000								通学用品費・・・第１学年を除く 支給平均額欄・・・令和元年度予算に計上した単価（卒業アルバム代のみ実績）
香川県	さぬき市							○	22,510								○	57,400											○	63,243								令和元年度の実績額。医療費は支払実績なし。
香川県	東かがわ市				○	22,510	22,510										○	57,400		○	71,000								○	65,000								実費支給については、３０年度の実績額による。
香川県	三豊市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	0				○	69,000								体育実技用具費は支給費目としていない。 通学費、医療費は支給実績なし。
香川県	土庄町							○	22,510								○	57,400											○	79,968								
香川県	小豆島町							○	22,510								○	57,400											○	79,000								修学旅行費・学校給食費については平成３１（令和元）年度予算に計上した単価である。 医療費については対象費目があっても実績がないため0円とする。
香川県	三木町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400													○	71,166								
香川県	直島町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	79,694								「通学費」実績なし 「修学旅行費」平成30年度実績額（平成31年（令和元）年度支給対象者なし）
香川県	宇多津町							○	22,510								○	57,400											○	68,000								
香川県	綾川町							○	22,510								○	57,400											○	80,000								医療費については、本町の子育て支援医療費支給制度により中学生まで無償となっているため、支給実績がありません。
香川県	琴平町							○	22,510								○	57,400											○	67,068								
香川県	多度津町							○	22,320								○	47,400											○	75,000								
香川県	まんのう町							○	22,510								○	57,400											○	80,000								
香川県	三豊市観音寺市学校組合							○	22,510								○	57,400					○	80,070	0				○	69,000								体育実技用具費は支給費目としていない。 通学費、医療費は支給実績なし。

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
18	18	3	0	0	0	3	0	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0
香川県	高松市							○															
香川県	丸亀市	○								ア、一部の学校で実施													
香川県	坂出市	○				○																	
香川県	善通寺市					○																	
香川県	観音寺市	○																					
香川県	さぬき市							○															
香川県	東かがわ市							○												○	生涯学習課より年度末に市内スポーツ少年団体験会の周知と併せて不用品の提供依頼を行い、集まった物を安価に購入できるようにしている。		
香川県	三豊市							○															
香川県	土庄町					○																	
香川県	小豆島町							○															
香川県	三木町							○															
香川県	直島町							○															
香川県	宇多津町							○												○	小中学校の新入学児童生徒制服等購入助成金事業（上限有り１万５千円）		
香川県	綾川町							○										○					
香川県	琴平町							○											○				
香川県	多度津町							○															
香川県	まんのう町							○															
香川県	三豊市観音寺市学校組合							○															